

特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第19条第6項の規定に基づき、下記のとおり情報を公表します。

女性警察官比率

- 令和8年4月1日までに、女性警察官比率を12%程度とします。

	令和2年4月1日	令和3年4月1日	令和4年4月1日	令和5年4月1日	令和6年4月1日
女性警察官比率	10.1%	10.5%	11.1%	11.6%	11.9%

【主な取組】

- ◇ 女性用仮眠室、女性専用トイレ等を計画的に整備しました。
- ◇ 女性警察官志望者を対象とした女性限定オンライン説明会の開催や採用イベントにおいて各部門の女性警察官が女性参加者に対して、働きがいのある職場であることを説明し、受験者層の拡大に取り組みました。
- ◇ 能力や実績を有する女性の幹部登用や職域の拡大を積極的に推進し、令和6年春の定期異動では、北陸3県で初めてとなる女性警察官の警察署長が就任しました。

年次休暇の取得状況

- 令和8年までに、職員一人当たりの取得日数を13日以上とします。

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
一人当たりの平均取得日数	11.6日	12.6日	12.6日	13.7日	13.6日

【主な取組】

- ◇ 1か月に1回以上の年次休暇取得を促す「月1休暇」や夏季休暇、年末年始の「冬季(とき)めき休暇」等による休暇取得を推奨しました。また、結婚記念日や家族記念日、子供の学校行事等における休暇取得を推奨しました。
- ◇ GWや年末年始等の連休中は、その前後の期間を含み、公式行事、定例会議を抑制し、実施時期に配慮しました。

育児休業の取得状況

- 令和7年度末までに、男性職員の1週間以上の育児休業取得率を85%以上とします。(R6.4.1改正)
- 女性職員の育児休業取得率100%を維持します。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年	令和5年
男性	5.5%	8.7%	10.0%	70.8%	86.3%
女性	100%	100%	100%	100%	100%

【主な取組】

※公表数値は、改正前目標(13%以上)に基づく取得率を示します

- ◇ コミュニケーションシートを活用し、本人の事情に配慮した育児休業の取得を推進しました。
- ◇ 男性職員を対象とした育児研修会の実施など、育児休業等の取得促進に向け取り組みました。

男性の子育て目的休暇(妻の出産休暇及び男性職員の育児参加休暇)の取得状況

- 男性の子育て目的の休暇取得率

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
男性の子育て目的休暇取得率	100%	100%	100%	100%	100%

【主な取組】

- ◇ 子育て目的の休暇等に関する資料を示し、制度の周知に努めました。
- ◇ 男性職員の育児参加休暇取得期間を出産日後1年を経過する日までに拡大し、職員が希望する時期に休暇を取得できる環境づくりに努めました。